

確定申告 丸投げして お得に楽しませんか

IS(insurance service)プラン
保険営業を本業としている人のための
特別プランをご用意しました

ISプランのメリット

記帳から申告まですべておまかせ

税務調査も無料で対応※1

各専門分野の弁護士を紹介

約10万円以上の節税が可能※2

例 スタンダードプラン39,900円（税込）

内容	詳細
帳票データ化	領収証等を毎月ご郵送するだけで電帳法に対応したデータ化が可能です
記帳・元帳作成	記帳業務を代行で行います
青色決算書作成	青色申告特別控除を受けるために必要な決算書の作成を行います
所得税申告書作成・提出	保険手数料収入による事業所得、給与所得及び各種所得控除※10については追加料金はありません
税務調査立会	税務相談時に無料で立ち合います※1
弁護士紹介	各専門分野の弁護士を紹介します

ネオトップ 久保田克哉税理士事務所
ネオトップ 株式会社

住所 福岡市中央区大宮1-6-3-2F
電話 ☎ 092-401-4622
メールアドレス ✉ hoken@neotop.jp

ホームページ



LINEでの
お問合せ先



ISプラン(詳細版)

○・・・自動付加
△・・・オプション付加可能
×・・・オプション付加できません

(税込金額)

選択プラン※3		ライト	スタンダード ライト	スタンダード	スタンダード+※4 (消費税対応)
料金	年額 (前払い)	23,900円	29,900円	39,900円	77,000円
基本サービス	① 記帳代行 元帳作成	○	○	○	○
	② 青色決算書 作成 ※5	○	○	○	○
	③ 所得税申告書 作成・申告	×	○	○	○
	④ 帳票(領収証など) データ化代行 ※6	×	×	○	○
	⑤ 消費税申告書 作成・申告	×	×	×	○
特約サービス	⑥ 税務調査立会 特約 ※1	×	○	○	○
	⑦ 弁護士紹介特約	×	○	○	○
	⑧ 税務相談特約 (本人)	△※7	△※7	△※7	○
	⑨ 後払い特約	△※8	△※8	△※8	△※8
	⑩ 適格請求書 発行事業者特約	×	△※10	△※10	○

スタンダードプラン39,900円の場合

節税効果速見表

スタンダード+プラン77,000円の場合

課税所得	節税効果※2	課税所得	節税効果※2
1,000,000円	104,209円	4,000,000円	218,397円
2,000,000円	106,761円	6,000,000円	221,153円
3,000,000円	139,429円	8,000,000円	243,421円
4,000,000円	209,868円	10,000,000円	317,648円

「保険手数料収入による事業所得及び給与所得」以外の所得については、プランにより別途費用がかかります。また、一部の所得から差し引かれる控除※9について弊所指定の書面での提出が必要となりますので、詳細はお尋ねください。

注意事項

- ※1 弊所にて所得税(消費税)の作成・申告を依頼された方で、弊所に提出した書類をもとに作成された申告書については追加料金がございません。ただし、弊所にデータ又は文書で提出されていない所得・各種控除についての調査であった場合は、日当44,000円の立会料及び交通費として日当11,000円請求いたします。
- ※2 節税効果については、白色申告と青色申告特別控除(満額65万円適用)及びスタンダードプラン又はスタンダード+プランの費用を加味した場合との比較になります。各種税額控除はないものとして算出しております。
- ※3 ライト、スタンダードライト又は、スタンダードプランを選択していても消費税の申告が必要であった場合及び、必要になった場合には消費税の申告が必要になった年分から自動的にスタンダード+プランが適用されます。
- ※4 スタンダード+プランの消費税申告は簡易課税制度を適用し簡易課税により申告を行う契約者のみとなります。強制的・簡易課税制度の不選択を問わず契約の不成立又は、契約解除となります。
- ※5 青色申告特別控除(満額65万円適用)及び弊所定額の料金をもとに算出しております。なお、青色申告決算書の作成及び青色申告特別控除を適用するためには、適用を受けようとする年分の3月15日(1月16日以降に開始した場合は開始した日から2カ月以内)までに青色申告承認申請書を所管税務署へ提出する必要があります。
- ※6 ライト又はスタンダードライトプランは、弊所指定のアプリを使用し各種帳票データを提出していただきます。
- ※7 各プランの料金が11,000円上乗せすることによって、契約者ご本人の税務(所得税に限る)についてご相談を受け付けます。税務相談特約は、契約期間の途中でも付加できますが、料金は同額の11,000円となります。
- ※8 各プランの料金が4,500円上乗せすることによって、後払い(各年分の確定申告後で弊社が定めた日)にすることができます。
- ※9 控除内容によりご自身で明細を作成して頂き、ご提出をお願いする場合があります。
- ※10 適格請求書発行事業者の登録をしている場合は特約(15,000円)付加が必須となります。